

# 経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R5-1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称)			(所在地)						
					利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎			群馬県利根郡川場村大字谷地2054-4						
					沼田市長 星野 稔			群馬県沼田市下之町888						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙がAの森林所有者 (甲)にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢	備考					経営管理実施権の始期
1	沼田市発知新田町字杉野	798番	44	110	原野	1,576	スギ	57		2025/4/1	2039/9/20	<p>(1. 森林の経営)</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐 (間伐及び間伐により生じた木材の販売) を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
2			44	111			スギ	36		同上	同上			
3			44	121			スギ	63		同上	同上			
4			44	122			スギ	68		同上	同上			
5			44	123			スギ	62		同上	同上			
6			44	124			スギ	78		同上	同上			
7			44	125-1			スギ	68		同上	同上			
8			44	125-3			スギ	43		同上	同上			
9	沼田市発知新田町字杉野	809番2	44	127	山林	380	その他広 (スギ)	43		同上	同上	<p>(2. 森林の管理)</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
10			44	128			スギ	55		同上	同上			
11	沼田市発知新田町字杉野	809番甲	44	129	原野	224	スギ	56		同上	同上			
12			44	130			スギ	68		同上	同上			
13	沼田市発知新田町字高王	821番	44	149	山林	3,038	その他広 (スギ・広)	63		同上	同上			
14			44	150-1			その他広 (スギ・広)	69		同上	同上			
15			44	150-2			スギ (スギ・広)	49		同上	同上			
16			44	151			その他広 (スギ・広)	45		同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢	備考					経営管理実施権の始期
17	沼田市発知新田町字寺久保	948番1	44	18	原野	2,533	その他広（スギ・広）	50		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
18			44	37			スギ（スギ・広）	58	同上	同上				
19			44	38			スギ（スギ・広）	62	同上	同上				
20			44	39-1			ヒノキ（スギ・広）	48	同上	同上				
21	沼田市発知新田町字寺久保	乙948番	44	38	畑	991	スギ	62		同上	同上	<p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p>	<p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p>	<p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
22	沼田市発知新田町字寺ヌカリ	442番2	44	39-1	山林	61	ヒノキ（スギ）	48	同上	同上				
23	沼田市発知新田町字寺ヌカリ	442番3	44	39-1	山林	368	ヒノキ（スギ）	48	同上	同上				
24			44	40			スギ	50	同上	同上				
25	沼田市発知新田町字杉野	805番	44	123	原野	532	スギ	62		同上	同上	<p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
26			44	124			スギ	78	同上	同上				
27			44	127			その他広（スギ）	43	同上	同上				
28			44	130			スギ	68	同上	同上				
29	沼田市下発知町字杉野	942番	44	130	山林	885	スギ	68		同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>	
30			44	131			スギ	95	同上	同上				
31	沼田市発知新田町字寺ヌカリ	443番	44	40	山林	198	スギ	50		同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>	
32	沼田市発知新田町字寺ヌカリ	444番	44	40	原野	158	スギ	50		同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考					経営管理実施権の始期
33	沼田市発知新田町 字杉野	797番	44	124	原野	1,474	スギ	78		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
34			44	125-1			スギ	68		同上	同上			
35	沼田市発知新田町 字杉野	804番	44	120	原野	909	スギ	57		同上	同上	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
36			44	123			スギ	62		同上	同上			
37	沼田市発知新田町 字高王	824番	44	120	山林	638	スギ	57		同上	同上	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
38			44	123			スギ	62		同上	同上			
39			44	130			スギ	68		同上	同上			
40			44	131			スギ	95		同上	同上			
41			44	132			スギ	56	除伐の為対象外	同上	同上			
42			44	133			スギ	57	除伐の為対象外	同上	同上			
43			44	134			その他広 (スギ)	49	除伐の為対象外	同上	同上			
44	沼田市下発知町 字杉野	938番	44	128	山林	89	スギ	55		同上	同上	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
45			44	129			スギ	56		同上	同上			
46			44	130			スギ	68		同上	同上			
47			44	131			スギ	95		同上	同上			
48			44	147			その他広 (スギ)	51		同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m <sup>2</sup>	現況樹種	現況林齢	備考					経営管理実施権の始期	
49	沼田市発知新田町字高王	829番	44	135	山林	2,241	スギ	49	除伐の為対象外	2025/4/1	2039/9/20	<p>（1．森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2．森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2．木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3．伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>	
50			44	136			スギ	55	除伐の為対象外	同上	同上				
51			44	137			その他広（スギ）	49	除伐の為対象外	同上	同上				
52			44	139			その他広（スギ）	35		同上	同上				
53			44	141			スギ	63		同上	同上				
54			44	143			スギ	89		同上	同上				
55	沼田市発知新田町字室入	922番	44	47	山林	965	マツ（スギ）	57		同上	同上	<p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（2．森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>
56			44	49			スギ	57		同上	同上				
57			44	53			その他広（スギ）	33		同上	同上				
58	沼田市発知新田町字室入	920番	44	48	山林	188	スギ	61		同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>		
59			44	50			マツ（スギ）	55		同上	同上				
60	沼田市発知新田町字杉野	812番	44	128	原野	409	スギ	55		同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>		
61			44	129			スギ	56		同上	同上				
62	沼田市発知新田町字寺久保	949番	44	18	山林	631	その他広（杉・広）	50		同上	同上	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>		
63			44	20			その他広（杉・広）	48		同上	同上				
64			44	37			スギ（杉・広）	58		同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢	備考					経営管理実施権の始期
65	沼田市発知新田町字杉野	813番	44	147	原野	512	その他広（スギ）	51		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
66			44	148			スギ	63	同上	同上				
67	沼田市発知新田町字室入	926番	44	43	山林	3,606	その他広（スギ）	49		同上	同上	<p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p>	<p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	
68			44	44			スギ	55	同上	同上				
69	沼田市発知新田町字高王	855番	44	110	山林	485	スギ	57		同上	同上			
70			44	111			その他広（スギ）	36	同上	同上				
71			44	125-3			スギ	43	同上	同上				
72	沼田市発知新田町字室入	927番	44	41-1	山林	4,175	マツ（スギ）	57		同上	同上			
73			44	41-2			マツ（スギ）	57	同上	同上				
74	沼田市発知新田町字杉野	801番	44	120	原野	796	スギ	57		同上	同上			
75			44	121			スギ	63	同上	同上				
76			44	123			スギ	62	同上	同上				
77	沼田市下発知町字杉野	939番	44	124	山林	175	スギ	78		同上	同上			
78	沼田市発知新田町字室入	928番	44	39-1	山林	5,599	ヒノキ（スギ）	48		同上	同上			
79			44	40			スギ	50	同上	同上				
80			44	41-1			マツ（スギ）	57	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況樹種	現況林齢	備考					経営管理実施権の始期
81	沼田市発知新田町字杉野	811番2	44	128	畑	694	スギ	55		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
82			44	129			スギ	56		同上	同上			
83	沼田市発知新田町字室入	923番	44	46	山林	671	スギ (その他広)	57		同上	同上			
84	沼田市発知新田町字杉野	796番	44	124	原野	383	スギ	78		同上	同上			
85	沼田市発知新田町字杉野	800番	44	121	原野	188	スギ (狭・広)	63		同上	同上			
86	沼田市発知新田町字杉野	806番	44	124	原野	297	スギ	78		同上	同上			
87	沼田市発知新田町字杉野	810番	44	129	原野	317	スギ	56		同上	同上			
88	沼田市発知新田町字高王	822番	44	130	山林	6,142	スギ (狭・広)	68	除伐の為対象外	同上	同上			
89			44	131			スギ (狭・広)	95		同上	同上			
90			44	147			その他広 (狭・広)	51	除伐の為対象外	同上	同上			
91			44	148			スギ (狭・広)	63		同上	同上			
92	沼田市発知新田町字高王	854番1	44	96	山林	2,420	スギ (狭・広)	100		同上	同上			
93			44	97			スギ (狭・広)	100		同上	同上			
94			44	110			スギ (狭・広)	57		同上	同上			
95			44	111			その他広 (狭・広)	36		同上	同上			
96	沼田市発知新田町字寺久保	946番	44	33	山林	1,557	スギ (ヒノキ)	55		同上	同上			
97			44	39-1			ヒノキ	48		同上	同上			
98	沼田市発知新田町字室入	929番	44	39-1	山林	5,639	ヒノキ	48		同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	備考					経営管理実施権の始期
99	沼田市発知新田町 字杉野	799番	44	111	原野	509	その他広 （ヒノキ） スギ	36		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に利用間伐（間伐及び間伐により生じた木材の販売）を1回実施するものとする。</p> <p>○ 丙は、存続期間中に2回目の利用間伐を実施することができる。ただし、事前にその旨を乙へ相談することとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費等として乙が算定した額を控除した額とし、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示した見積額を下回った場合は、見積額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって丙が乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p>	<p>&lt;時期&gt;</p> <p>○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p>&lt;相手方及び方法&gt;</p> <p>○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座</p>
100	沼田市発知新田町 字高王	853番	44	113	山林	2,671	スギ （ツ・広）	95		同上	同上			
101			44	114			スギ （ツ・広）	68		同上	同上			
102	沼田市発知新田町 字室入	921番	44	49	山林	717	スギ	57		同上	同上			
103	沼田市発知新田町 字杉野	808番	44	128	畑	1,120	スギ	55		同上	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	沼田市発知新田町 字杉野	798番	44	110	原野	1,576	スギ	57				集R5-2
2			44	111			その他広 (スギ)	36	同上			
3			44	121			スギ	63	同上			
4			44	122			スギ	68	同上			
5			44	123			スギ	62	同上			
6			44	124			スギ	78	同上			
7			44	125-1			スギ	68	同上			
8			44	125-3			スギ	43	同上			
9	沼田市発知新田町 字杉野	809番2	44	127	山林	380	その他広 (スギ)	43				同上
10			44	128			スギ	55	同上			
11	沼田市発知新田町 字杉野	809番甲	44	129	原野	224	スギ	56				同上
12				130			スギ	68	同上			
13	沼田市発知新田町 字高王	821番	44	149	山林	3,038	その他広 (スギ・広)	63				同上
14			44	150-1			その他広 (スギ・広)	69	同上			
15			44	150-2			スギ (スギ・広)	49	同上			
16			44	151			その他広 (スギ・広)	45	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
17	沼田市発知新田町 字寺久保	948番1	44	18	原野	2,533	その他広 (スギ・広)	50				集R5-3
18			44	37			スギ (スギ・広)	58	同上			
19			44	38			スギ (スギ・広)	62	同上			
20			44	39-1			ヒノキ (スギ・広)	48	同上			
21	沼田市発知新田町 字寺久保	乙948番	44	38	畑	991	スギ	62				同上
22	沼田市発知新田町 字寺ヌカリ	442番2	44	39-1	山林	61	ヒノキ (スギ)	48				同上
23	沼田市発知新田町 字寺ヌカリ	442番3	44	39-1	山林	368	ヒノキ (スギ)	48				同上
24			44	40			スギ	50	同上			
25	沼田市発知新田町 字杉野	805番	44	123	原野	532	スギ	62				集R5-4
26			44	124			スギ	78	同上			
27			44	127			その他広 (スギ)	43	同上			
28			44	130			スギ	68	同上			
29	沼田市下発知町字 杉野	942番	44	130	山林	885	スギ	68				同上
30			44	131			スギ	95	同上			
31	沼田市発知新田町 字寺ヌカリ	443番	44	40	山林	198	スギ	50				集R5-5
32	沼田市発知新田町 字寺ヌカリ	444番	44	40	原野	158	スギ	50				同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
33	沼田市発知新田町 字杉野	797番	44	124	原野	1,474	スギ	78				集R5-6
34			44	125-1			スギ	68	同上			
35	沼田市発知新田町 字杉野	804番	44	120	原野	909	スギ	57				同上
36			44	123			スギ	62	同上			
37	沼田市発知新田町 字高王	824番	44	120	山林	638	スギ	57				同上
38			44	123			スギ	62	同上			
39			44	130			スギ	68	同上			
40			44	131			スギ	95	同上			
41			44	132			スギ	56	除伐の為対象外			同上
42			44	133			スギ	57	除伐の為対象外			同上
43			44	134			その他広 (スギ)	49	除伐の為対象外			同上
44	沼田市下発知町字 杉野	938番	44	128	山林	89	スギ	55				集R5-7
45			44	129			スギ	56	同上			
46			44	130			スギ	68	同上			
47			44	131			スギ	95	同上			
48			44	147			その他広 (スギ)	51	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
49	沼田市発知新田町 字高王	829番	44	135	山林	2,241	スギ	49	除伐の為対象外			集R5-7
50			44	136			スギ	55	除伐の為対象外			同上
51			44	137			その他広 (スギ)	49	除伐の為対象外			同上
52			44	139			その他広 (スギ)	35				同上
53			44	141			スギ	63				同上
54			44	143			スギ	89				同上
55	沼田市発知新田町 字室入	922番	44	47	山林	965	マツ (スギ)	57				集R5-9
56			44	49			スギ	57				同上
57			44	53			その他広 (スギ)	33				同上
58	沼田市発知新田町 字室入	920番	44	48	山林	188	スギ	61				集R5-12
59			44	50			マツ (スギ)	55				同上
60	沼田市発知新田町 字杉野	812番	44	128	原野	409	スギ	55				集R5-13
61			44	129			スギ	56				同上
62	沼田市発知新田町 字寺久保	949番	44	18	山林	631	その他広 (スギ・広)	50				集R5-14
63			44	20			その他広 (スギ・広)	48				同上
64			44	37			スギ (スギ・広)	58				同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
65	沼田市発知新田町 字杉野	813番	44	147	原野	512	その他広 (スギ)	51				集R5-15
66			44	148			スギ	63	同上			
67	沼田市発知新田町 字室入	926番	44	43	山林	3,606	その他広 (スギ)	49				集R5-16
68			44	44			スギ	55	同上			
69	沼田市発知新田町 字高王	855番	44	110	山林	485	スギ	57				同上
70			44	111			その他広 (スギ)	36	同上			
71			44	125-3			スギ	43	同上			
72	沼田市発知新田町 字室入	927番	44	41-1	山林	4,175	マツ (スギ)	57				集R5-17
73			44	41-2			マツ (スギ)	57	同上			
74	沼田市発知新田町 字杉野	801番	44	120	原野	796	スギ	57				同上
75			44	121			スギ	63	同上			
76			44	123			スギ	62	同上			
77	沼田市下発知町字 杉野	939番	44	124	山林	175	スギ	78				集R5-18
78	沼田市発知新田町 字室入	928番	44	39-1	山林	5,599	ヒノキ (スギ)	48				同上
79			44	40			スギ	50	同上			
80			44	41-1			マツ (スギ)	57	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
81	沼田市発知新田町 字杉野	811番2	44	128	畑	694	スギ	55				集R5-19
82			44	129			スギ	56	同上			
83	沼田市発知新田町 字室入	923番	44	46	山林	671	スギ (その他)	57				集R5-20
84	沼田市発知新田町 字杉野	796番	44	124	原野	383	スギ	78				集R5-21
85	沼田市発知新田町 字杉野	800番	44	121	原野	188	スギ (スギ・広)	63				同上
86	沼田市発知新田町 字杉野	806番	44	124	原野	297	スギ	78				同上
87	沼田市発知新田町 字杉野	810番	44	129	原野	317	スギ	56				同上
88	沼田市発知新田町 字高王	822番	44	130	山林	6,142	スギ (スギ・広)	68	除伐の為対象外			同上
89			44	131			スギ (スギ・広)	95	同上			
90			44	147			その他広 (スギ・広)	51	除伐の為対象外			同上
91			44	148			スギ (スギ・広)	63	同上			
92	沼田市発知新田町 字高王	854番1	44	96	山林	2,420	スギ (スギ・広)	100				同上
93			44	97			スギ (スギ・広)	100	同上			
94			44	110			スギ (スギ・広)	57	同上			
95			44	111			その他広 (スギ・広)	36	同上			
96	沼田市発知新田町 字寺久保	946番	44	33	山林	1,557	スギ (ヒノキ)	55				集R5-22
97			44	39-1			ヒノキ	48	同上			
98	沼田市発知新田町 字室入	929番	44	39-1	山林	5,639	ヒノキ	48				同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
99	沼田市発知新田町 字杉野	799番	44	111	原野	509	その他広 (ヒノキ)	36				集R5-22
100	沼田市発知新田町 字高王	853番	44	113	山林	2,671	スギ (ツ・広)	95			同上	
101			44	114			スギ (ツ・広)	68			同上	
102	沼田市発知新田町 字室入	921番	44	49	山林	717	スギ	57			集R5-23	
103	沼田市発知新田町 字杉野	808番	44	128	畑	1,120	スギ	55			同上	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	備考					経営管理実施権の始期
104	沼田市発知新田町 字高王	836番	44	131	山林	502	スギ	95		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>		
105			44	133			スギ	57	同上	同上				
106			44	134			その他広 (スギ)	49	同上	同上				
107			44	136			スギ	55	同上	同上				
108	沼田市発知新田町 字寺久保	965番	44	2	原野	380	スギ	60		同上	同上			
109			44	4			スギ	60	同上	同上				
110	沼田市発知新田町 字寺久保	966番	44	1	原野	165	その他広 (スギ)	61		同上	同上			
111	沼田市発知新田町 字高王	824番	44	120	山林	638	スギ	57		同上	同上			
112			44	123			スギ	62	同上	同上				
113			44	130			スギ	68	同上	同上				
114			44	131			スギ	95	同上	同上				
115			44	132			スギ	56	同上	同上				
116			44	133			スギ	57	同上	同上				
117			44	134			その他広 (スギ)	49	同上	同上				
118	沼田市発知新田町 字高王	839番	44	112	原野	452	その他広 (スギ)	36		同上	同上			
119	沼田市発知新田町 字高王	840番	44	113	山林	267	スギ (マツ・広)	95		同上	同上			
120			44	114			スギ (マツ・広)	68	同上	同上				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ㎡	現況 樹種	現況 林齢	備考					経営管理実施権の始期			
121	沼田市発知新田町 字高王	829番	44	135	山林	2,241	スギ	49		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>					
122			44	136			スギ	55		同上	同上						
123			44	137			その他広 (スギ)	49		同上	同上						
124			44	139			その他広 (スギ)	35	利用間伐の 為対象外	同上	同上						
125			44	141			スギ	63	利用間伐の 為対象外	同上	同上						
126			44	143			スギ	89	利用間伐の 為対象外	同上	同上						
127	沼田市発知新田町 字寺久保	963番	44	4	山林	2,228	スギ (スギ・マツ・ヒノキ)	60		同上	同上						
128			44	5			マツ (スギ・マツ・ヒノキ)	60		同上	同上						
129			44	6			カラマツ	60		同上	同上						
130	沼田市発知新田町 字寺久保	964番	44	2	山林	6,512	スギ (スギ・マツ・ヒノキ)	60		同上	同上						
131			44	3			マツ (スギ・マツ・ヒノキ)	59		同上	同上						
132	沼田市発知新田町 字室入	917番	44	51	境内 地	1,593	マツ (スギ・広)	105		同上	同上						
133			44	52			スギ (スギ・広)	68		同上	同上						
134			44	53			その他広 (スギ・広)	33		同上	同上						
135	沼田市発知新田町 字室入	918番	44	51	境内 地	2,727	マツ (スギ・広)	105		同上	同上						
136	沼田市発知新田町 字杉野	802番	44	111	原野	813	その他広 (スギ)	36		同上	同上						
137			44	112			その他広 (スギ)	36		同上	同上						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	丙がAの森林所有者（甲）にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考				
138	沼田市発知新田町 字杉野	802番	44	120	原野	813	スギ	57		2025/4/1	2039/9/20	<p>（1. 森林の経営）</p> <p>○ 丙は、存続期間中に保育間伐または除伐を1回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>（2. 森林の管理）</p> <p>○ 丙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡視を行う。</p>	
139			44	121			スギ	63		同上	同上		
140	沼田市発知新田町 字室入	916番2	44	52	山林	274	スギ	68		同上	同上		
141			44	53			その他広 (スギ)	33		同上	同上		
142	沼田市下発知町字 杉野	943番乙	44	110	山林	211	スギ (スギ・広)	57		同上	同上		
143	沼田市下発知町字 杉野	949番	44	110	山林	99	スギ (スギ・広)	57		同上	同上		
144	沼田市発知新田町 字高王	822番	44	130	山林	6,142	スギ (スギ・広)	68		同上	同上		
145			44	131			スギ (スギ・広)	95	利用間伐の 為対象外	同上	同上		
146			44	147			その他広 (スギ・広)	51		同上	同上		
147			44	148			スギ (スギ・広)	63		同上	同上		
148	沼田市発知新田町 字高王	834番	44	135	山林	786	スギ	49	利用間伐の 為対象外	同上	同上		
149			44	137			その他広 (スギ)	49		同上	同上		
150	沼田市発知新田町 字高王	852番	44	111	山林	3,047	その他広 (スギ)	36		同上	同上		
151			44	112			その他広 (スギ)	36		同上	同上		
152			44	120			スギ	57		同上	同上		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
104	沼田市発知新田町 字高王	836番	44	131	山林	502	スギ	95		[Redacted]		集R5-1
105			44	133			スギ	57	同上			
106			44	134			その他広 (スギ)	49	同上			
107			44	136			スギ	55	同上			
108	沼田市発知新田町 字寺久保	965番	44	2	原野	380	スギ	60				集R5-3
109			44	4			スギ	60	同上			
110	沼田市発知新田町 字寺久保	966番	44	1	原野	165	その他広 (スギ)	61				同上
111	沼田市発知新田町 字高王	824番	44	120	山林	638	スギ	57				集R5-6
112			44	123			スギ	62	同上			
113			44	130			スギ	68	同上			
114			44	131			スギ	95	同上			
115			44	132			スギ	56	同上			
116			44	133			スギ	57	同上			
117			44	134			スギ	49	同上			
118	沼田市発知新田町 字高王	839番	44	112	原野	452	その他広 (スギ)	36		同上		
119	沼田市発知新田町 字高王	840番	44	113	山林	267	スギ (マツ・広)	95		同上		
120			44	114			スギ (マツ・広)	68	同上			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
121	沼田市発知新田町 字高王	829番	44	135	山林	2,241	スギ	49				集R5-7
122			44	136			スギ	55				同上
123			44	137			その他広 (スギ)	49				同上
124			44	139			その他広 (スギ)	35	利用間伐の 為対象外			同上
125			44	141			スギ	63	利用間伐の 為対象外			同上
126			44	143			スギ	89	利用間伐の 為対象外			同上
127	沼田市発知新田町 字寺久保	963番	44	4	山林	2,228	スギ (スギ・マツ・ヒノキ)	60				集R5-8
128			44	5			マツ (スギ・マツ・ヒノキ)	60				同上
129			44	6			カラマツ	60				同上
130	沼田市発知新田町 字寺久保	964番	44	2	山林	6,512	スギ (スギ・マツ・ヒノキ)	60				同上
131			44	3			マツ (スギ・マツ・ヒノキ)	59				同上
132	沼田市発知新田町 字室入	917番	44	51	境内 地	1,593	マツ (スギ・広)	105				集R5-10
133			44	52			スギ (スギ・広)	68				同上
134			44	53			その他広 (スギ・広)	33				同上
135	沼田市発知新田町 字室入	918番	44	51	境内 地	2,727	マツ (スギ・広)	105				同上
136	沼田市発知新田町 字杉野	802番	44	111	原野	813	その他広 (スギ)	36				集R5-11
137			44	112			その他広 (スギ)	36				同上

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 m	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
138	沼田市発知新田町 字杉野	802番	44	120	原野	813	スギ	57				集R5-11
139			44	121			スギ	63	同上			
140	沼田市発知新田町 字室入	916番2	44	52	山林	274	スギ	68				集R5-12
141			44	53			その他広 (スギ)	33	同上			
142	沼田市下発知町字 杉野	943番乙	44	110	山林	211	スギ (スギ・広)	57				集R5-21
143	沼田市下発知町字 杉野	949番	44	110	山林	99	スギ (スギ・広)	57				同上
144	沼田市発知新田町 字高王	822番	44	130	山林	6,142	スギ (スギ・広)	68				同上
145			44	131			スギ (スギ・広)	95	利用間伐の 為対象外			同上
146			44	147			その他広 (スギ・広)	51	同上			
147			44	148			スギ (スギ・広)	63	同上			
148			沼田市発知新田町 字高王	834番			44	135	山林			786
149	44	137	その他広 (スギ)		49	同上						
150	沼田市発知新田町 字高王	852番	44	111	山林	3,047	その他広 (スギ)	36				同上
151			44	112			その他広 (スギ)	36	同上			
152			44	120			スギ	57	同上			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上）

利根沼田森林組合 代表理事組合長 外山 京太郎

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上）

沼田市長 星野 稔

（記載注意）

- （１）この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （３）備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （４）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （５）当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

### (3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

### (4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払（1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。）は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。